平成２７年（フ）第１８０号
埼玉県草加市手代町97番地９　レモンハイツＢ―202号、旧住所埼玉県草加市吉町２丁目７番35号　クラウンハイツ101号
債務者　服部　幸太
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
川崎市幸区戸手１丁目４番14―401号　沢村ビル
債務者　工藤　律子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
川崎市宮前区有馬５丁目17番７号　恵明荘202
債務者　滿田　瑞枝
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
川崎市宮前区有馬５丁目17番７号　恵明荘202
債務者　滿田幸次郎
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
川崎市高津区溝口２丁目27番１号　101
債務者　小俣　芳則
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
川崎市川崎区小田２丁目15番17号
債務者　田中智恵子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
川崎市宮前区東有馬２丁目38番１―605号　タワービレッジ鷺沼
債務者　織岡　善美
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
川崎市高津区下野毛１丁目８番12―303号　スカイハイツ、申立時の住所川崎市高津区下野毛１丁目６番12号　３Ｆ
債務者　奥秋　匡史
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
川崎市川崎区小田２丁目17番18号　コーポオギワラ101
債務者　冨澤　園子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
川崎市川崎区小田１丁目29番７号　ハイツ久栄201
債務者　中村　勝敏
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
川崎市川崎区田島町３番22―504号　市営住宅
債務者　早坂ジェノベバこと　ＨＡＹＡＳＡＫＡ　ＧＥＮＯＶＥＶＡ　ＶＥＮＴＵＲＥＳ
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
静岡県熱海市下多賀780番地の10　マリンパース多賀303、前住所東京都福生市大字熊川1315番地　都営熊川アパート６―604
債務者　日髙　美香
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
静岡県沼津市西熊堂582番地の６
債務者　森澤夫実江
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
静岡県沼津市大塚274番地の６　シティハイツスズキ102
債務者　中嶋　友約
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
沖縄県那覇市首里末吉町１丁目２番地５　山城アパート７号
債務者　山城　健三
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４８４０号
東京都北区中十条３丁目35―27―201
債務者　岡田　通義
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８４１号
埼玉県春日部市西金野井451―１―104
債務者　小暮　優志
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部